

## 令和8年度

## 委託仕様書

委託名	植栽管理業務委託（2）
委託箇所	古利根川水循環センター（久喜市吉羽地内）ほか
委託大要	<p>委託期間： 契約日～令和8年2月26日</p> <p>委託内容： 古利根川水循環センター及び中継ポンプ場（清久・河原井・東・栗橋・鷺宮）の除草、樹木剪定、並びに雑草・剪定枝の運搬処分等一式</p> <p>内 訳： 機械除草 61,004 m<sup>2</sup> 高木剪定 31 本 寄植剪定 198.54 m<sup>2</sup> 生垣剪定 334 m 雑草、剪定枝運搬処分量 18,551 kg その他、関連する作業 1 式</p>













植栽管理費（河原井中継ポンプ場）

B-2 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械除草Ⅱ 除草、集草、積込、運搬	m <sup>2</sup>	2,324			
高木軽剪定 常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	本	1			
高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	本	2			
低木剪定(寄植え) 機械刈込 高さ1.5m未満	m <sup>2</sup>	14			
生垣剪定 機械刈込 高さ1.5m以上	m	102			
計					











# 特 記 仕 様 書

委 託 名	植栽管理業務委託（2）
委託箇所	古利根川水循環センター（久喜市吉羽地内）ほか
委託期間	契約日～令和9年2月26日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 適用範囲	この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。
2 概要	本委託は、古利根川水循環センター、中継ポンプ場（清久・河原井・東・鷺宮・栗橋）及び管渠施設（島川橋水管橋）における緑樹施設の適正な管理と環境美化のため実施する。
3 業務範囲	別紙図面のとおりに。
4 業務内容	<p>本委託内容は、次のとおりとする。詳細は別紙業務内容一覧のとおりにとする。</p> <p>(1) 機械除草      (2) 高木剪定      (3) 低木剪定（寄植え）</p> <p>(4) 生垣剪定      (5) 雑草、剪定枝の処分</p> <p>(6) その他、関連する作業</p>
5 業務実施上の注意	<p>作業上の注意事項については下記のとおりとする。</p> <p>(1) 剪定は、特に樹形上規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕上げとする。</p> <p>(2) 現場で発生した雑草及び剪定枝は、関連法令を遵守し焼却、肥料化等適正に処分すること。</p> <p>また、場外処分にあたっては、古利根川水循環センターに設置するトラックスケール（検定器）で計量し、発生量がわかるよう報告すること。</p> <p>(3) 雑草、剪定枝の処分費については、実質処分量に応じて精算を行う。</p> <p>(4) 病害虫等で樹木に異常が見られた場合は、速やかに監督員に連絡すること。</p> <p>(5) 受託者は、委託期間中に事故等がないよう十分な安全対策を行うものとし、特に感電事故・転落事故には注意すること。また、不足の事故等に備え、連絡体制及び安全用具等を完備すること。</p> <p>(6) 既設設備等を破損させないように十分注意し、場合によっては養生等を実施して対応すること。</p> <p>(7) 各作業中に発見したごみ類（空き缶等）は、監督員の指示する場所に仮置きすること。</p> <p>(8) 委託完了時の報告書については、今後の管理にあたっての考察を記載すること。また、樹木調査を行い樹木台帳・図面を整理し提出すること。</p>
6 作業前の数量確認及び作業後の出来形確認	<p>除草、剪定等、作業前には作業予定範囲や作業対象物について監督員と協議をすること。また、作業後は出来形を計測し、数量計算等を作成し監督員に報告するものとする。</p> <p>なお、出来形計測はリボンテープ、定規等を使用するものとし、写真は数量等が判別できるように撮影すること。また、作業ごとの代表箇所の撮影をする。</p>
7 負担区分	本委託に使用する水は、公社負担とする。
8 環境配慮への取り組み	環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。
9 その他	この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者協議して定めるものとする。

業 務 内 容 一 覧 表

項 目	機械除草 (年計) ㎡	樹木剪定 (軽剪定) 本	寄植剪定 1.5m未満 ㎡	生垣剪定 1.5m未満 m	生垣剪定 1.5m以上 m	雑、剪定 枝処分 kg	備 考
古利根川水循環センター	49,600					18,551	
清久中継ポンプ場	1,264		72.5				
河原井中継ポンプ場	2,324	3	14.0		102		
東中継ポンプ場	1,064	3	5.08		51.5		
鷺宮中継ポンプ場	4,280	7	6.96		135		
栗橋中継ポンプ場	2,276	18	100	4.5	41.0		
島川橋水管橋	196						
延 数 量	61,004	31	198.54	4.5	329.5		

図番	図 面 名
1	古利根川水循環センター 除草範囲
2	清久中継ポンプ場 剪定箇所
3	河原井中継ポンプ場 剪定箇所
4	清久・河原井中継ポンプ場 除草範囲
5	東中継ポンプ場 剪定箇所
6	東中継ポンプ場 除草範囲
7	栗橋中継ポンプ場 剪定箇所
8	鷺宮中継ポンプ場 剪定箇所
9	鷺宮・栗橋中継ポンプ場 除草範囲
10	水管橋 除草範囲

古利根川水循環センター II 地区 機械除草 (4回/年)

D



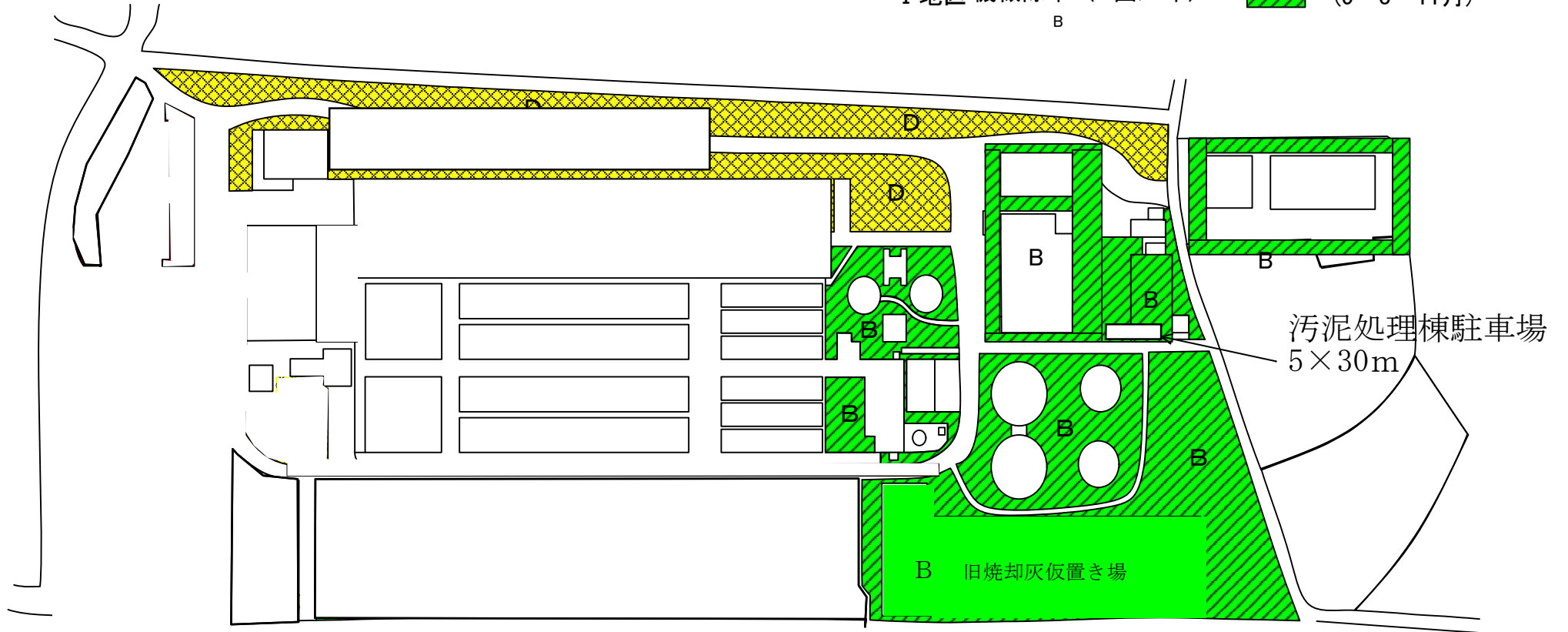
(5・7・9・11月)

I 地区 機械除草 (3回/年)

B



(5・8・11月)

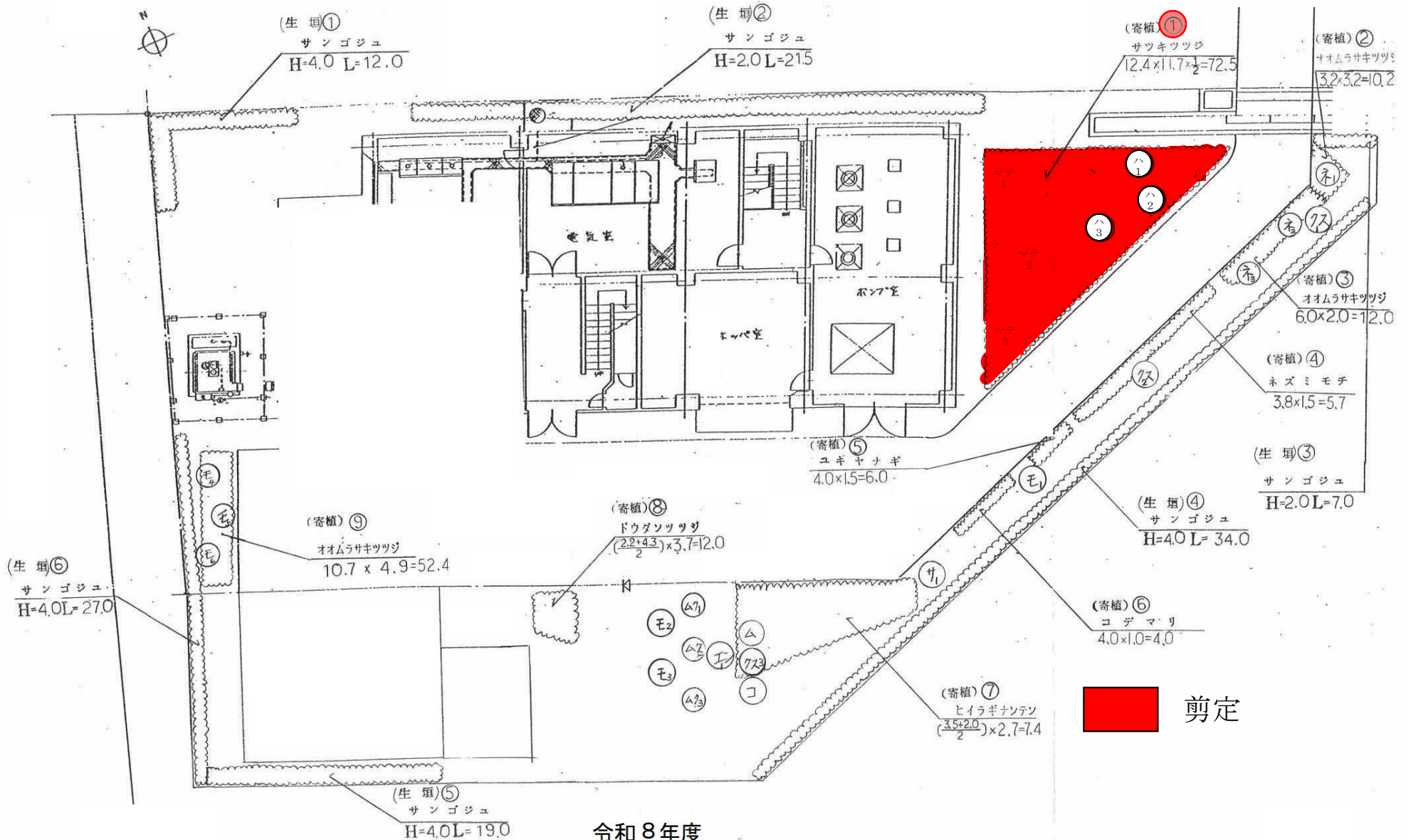


令和8年度

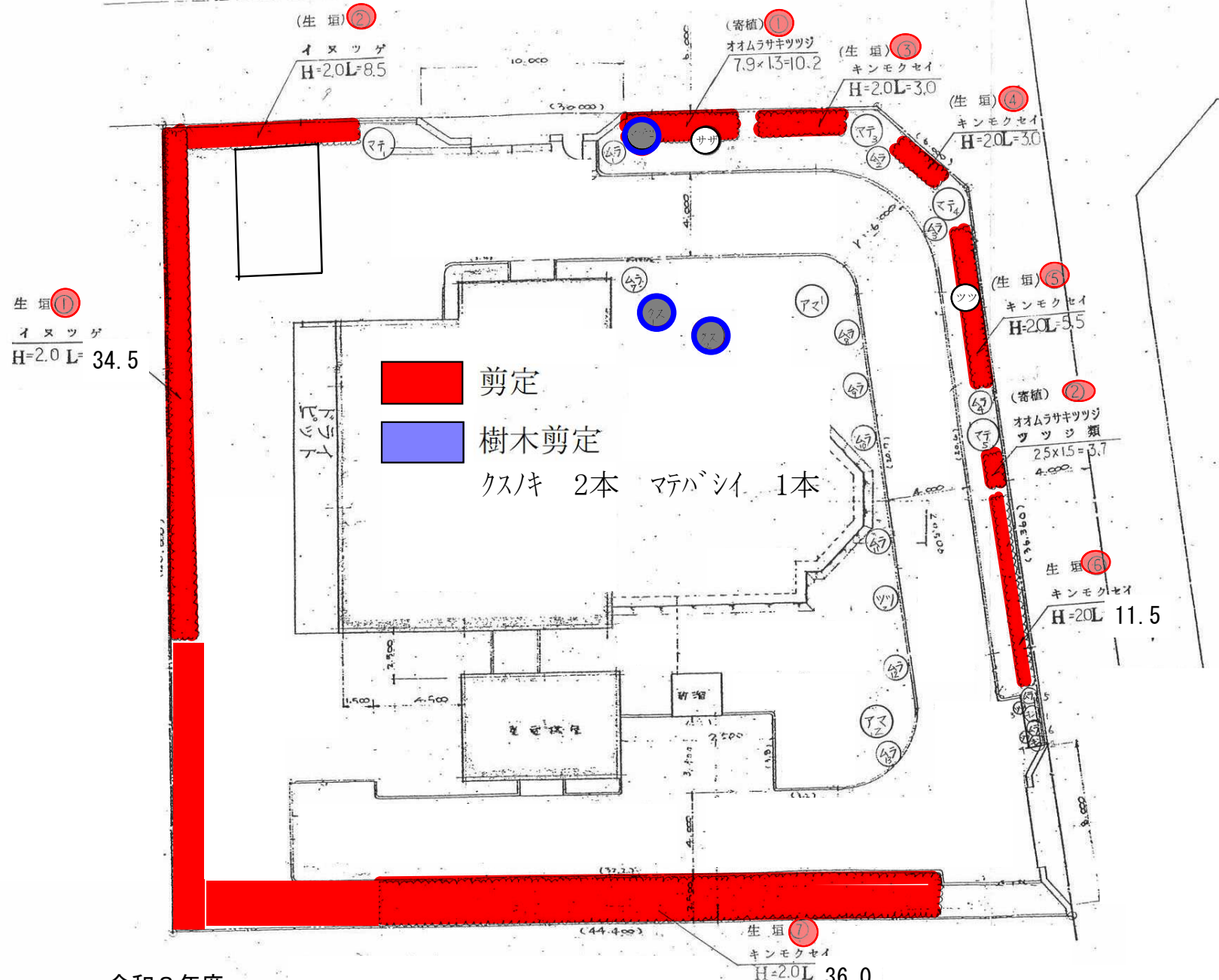
図面名 古利根川水循環センター 除草範囲 図番 1

# 清久中継ポンプ場平面図

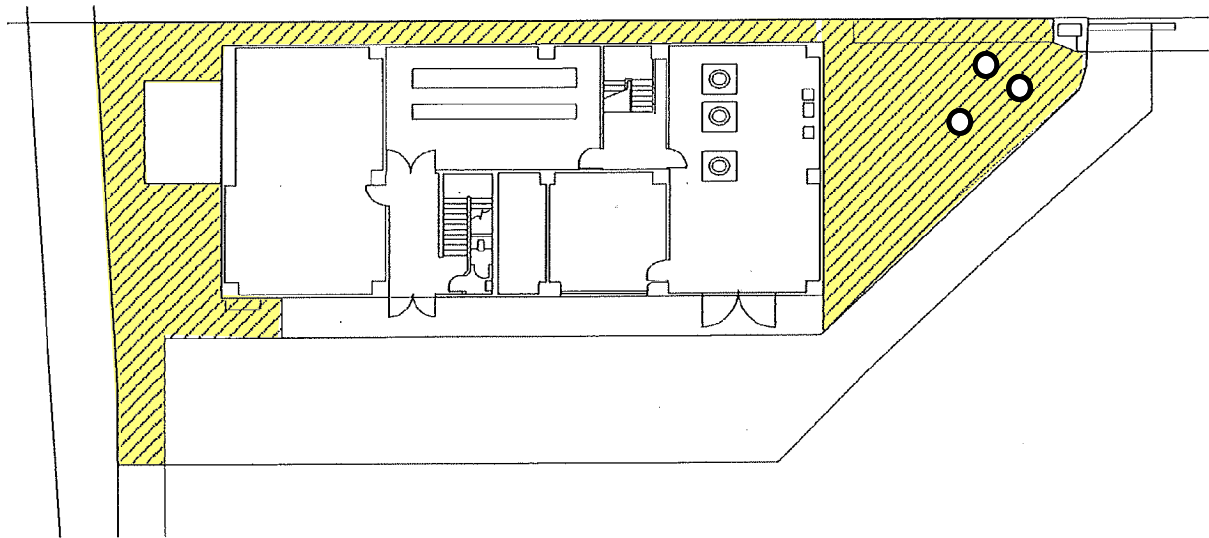
緑地帯



# 河原井中継ポンプ場平面図

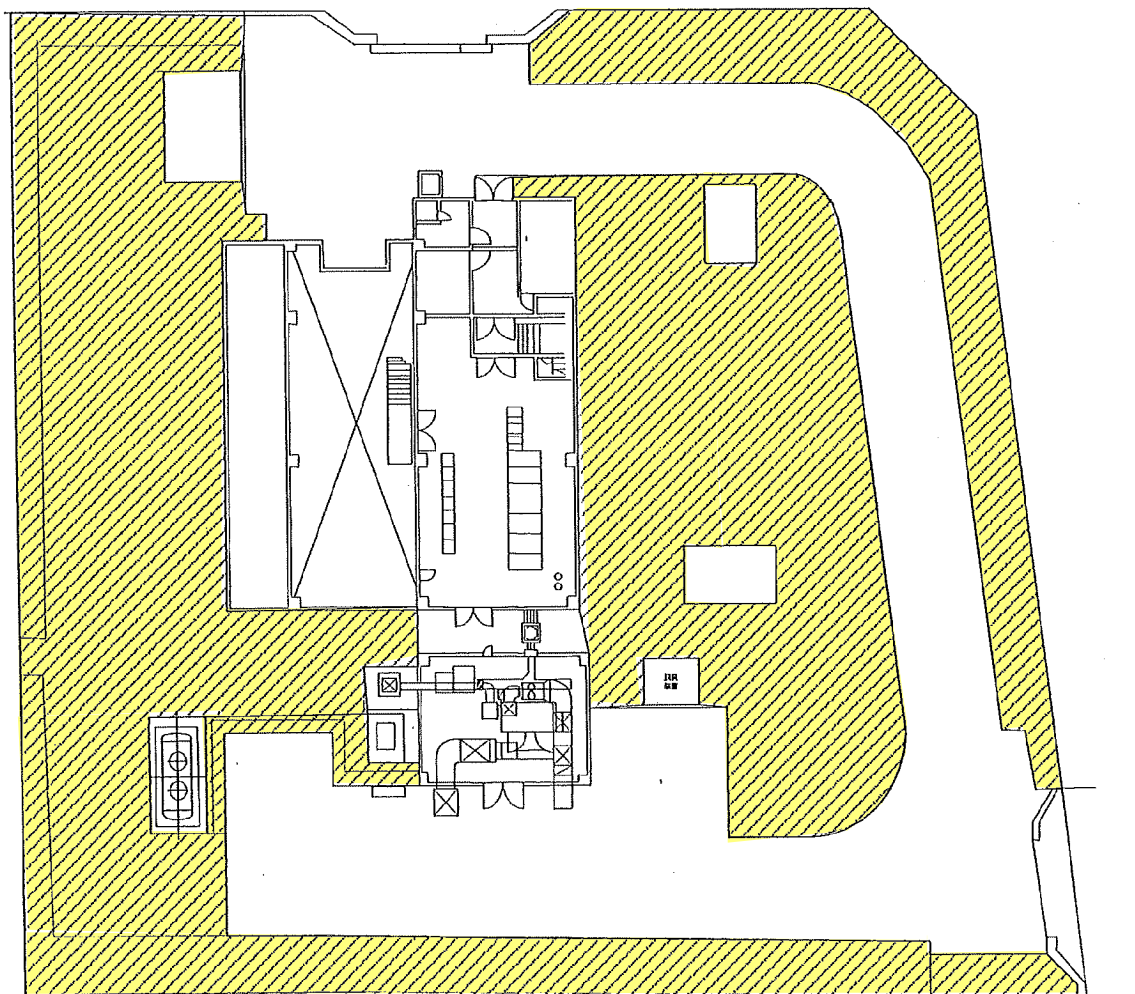


令和8年度  
 図面名 河原井中継ポンプ場剪定箇所 図番 3



清久中継ポンプ場平面図

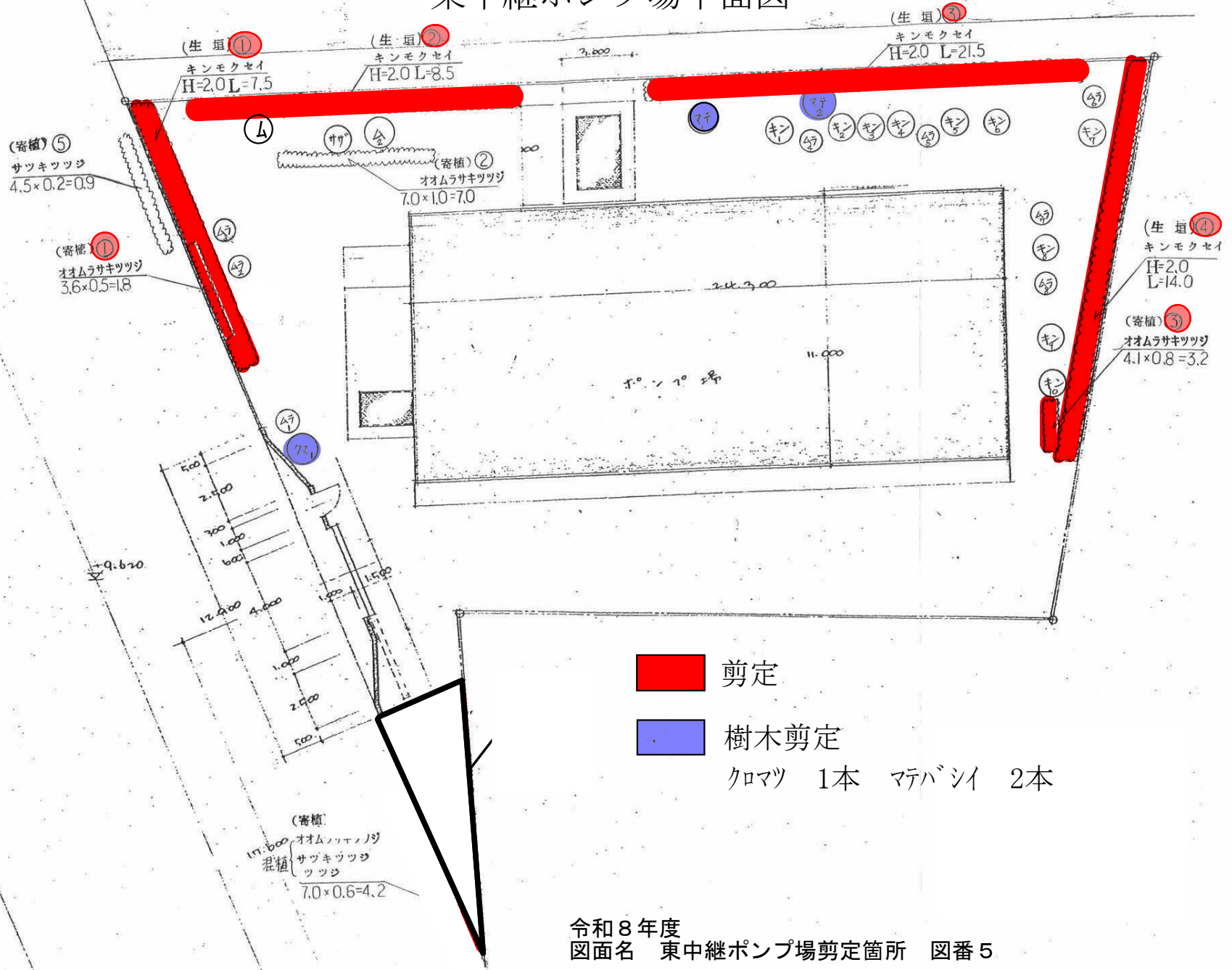
斜線部は除草範囲を示す



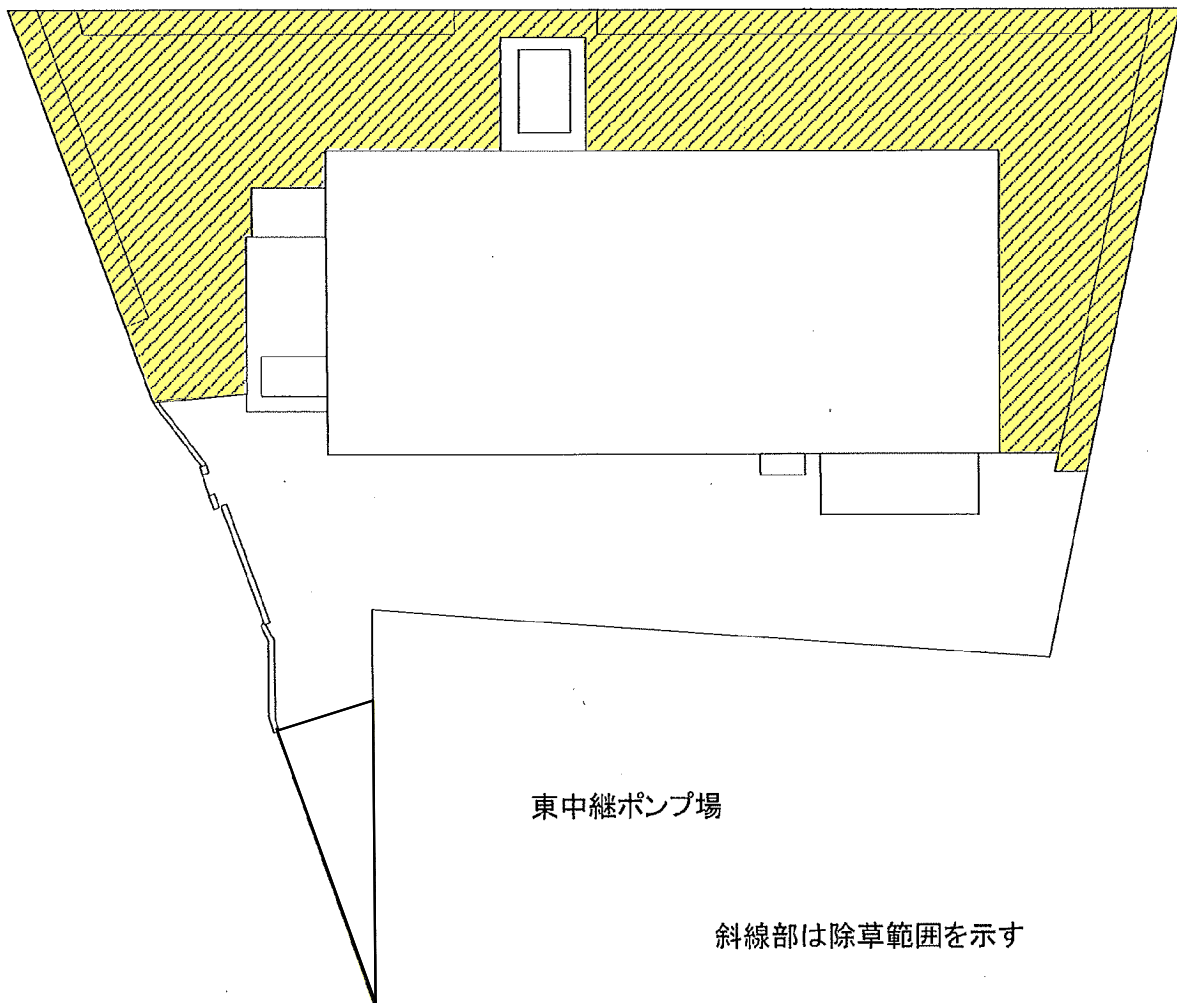
河原井中継ポンプ場平面図

斜線部は除草範囲を示す

# 東中継ポンプ場平面図



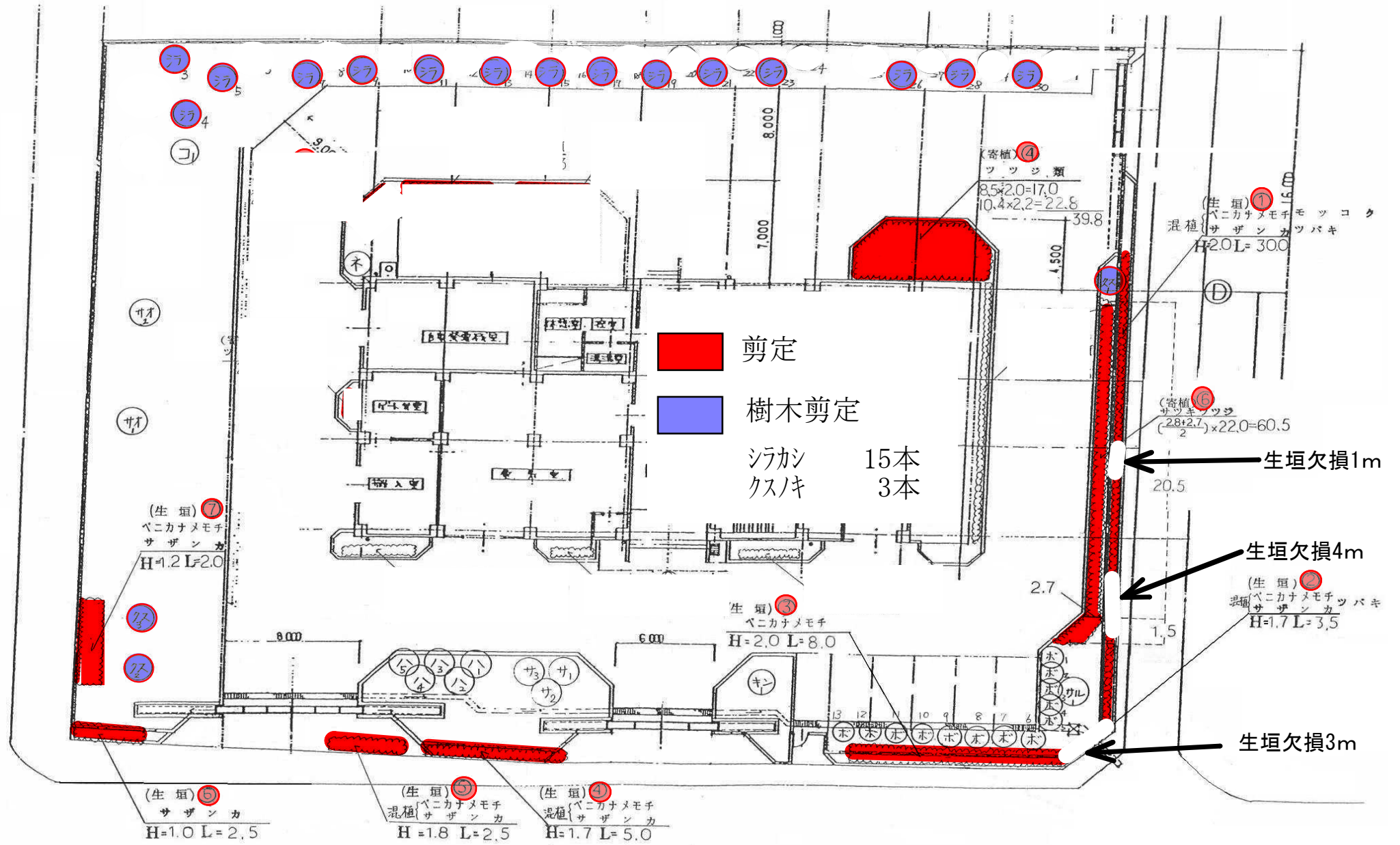
令和8年度  
図面名 東中継ポンプ場除草範囲 図番6



東中継ポンプ場

斜線部は除草範囲を示す

# 栗橋中継ポンプ場平面図

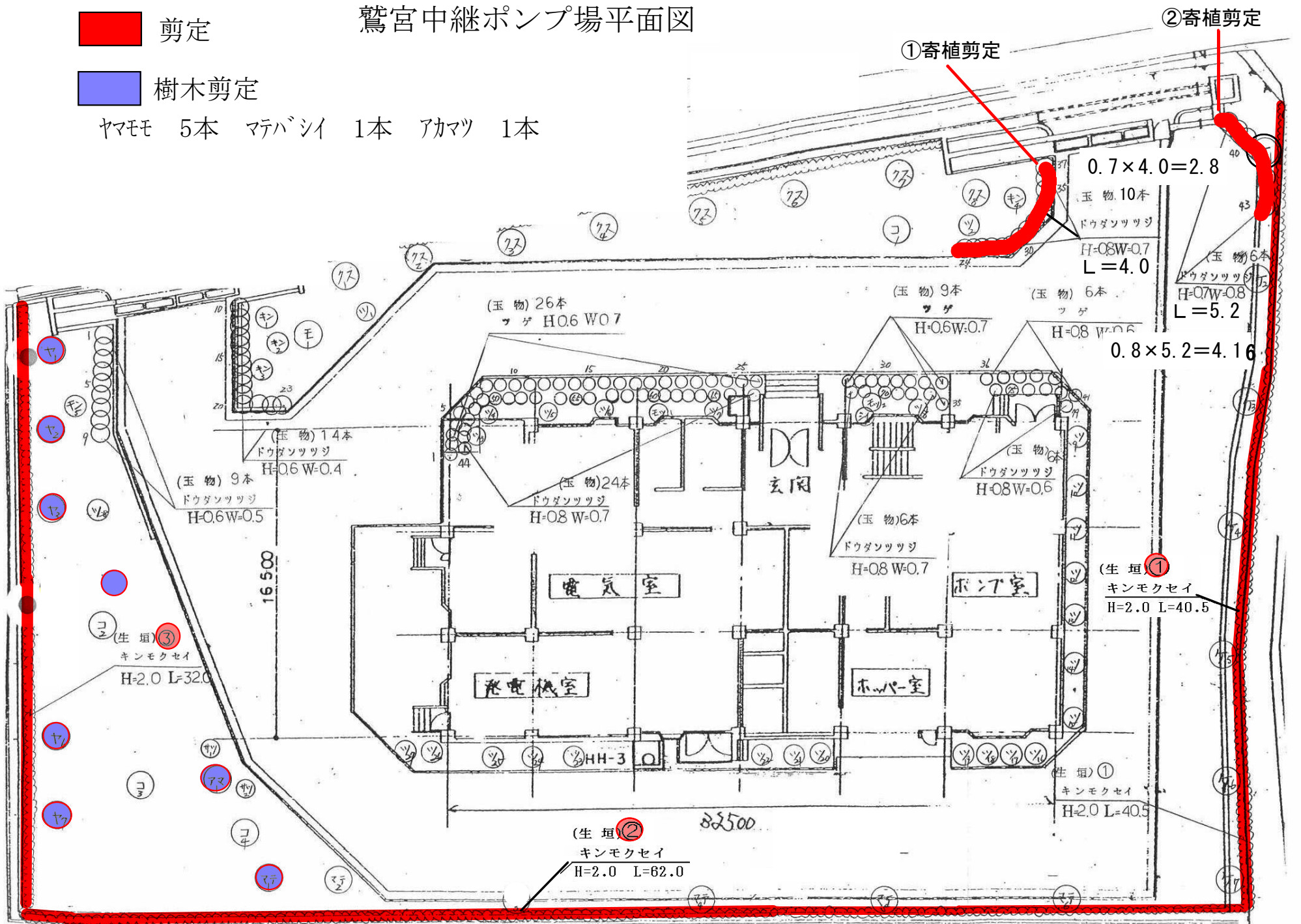


# 鷺宮中継ポンプ場平面図

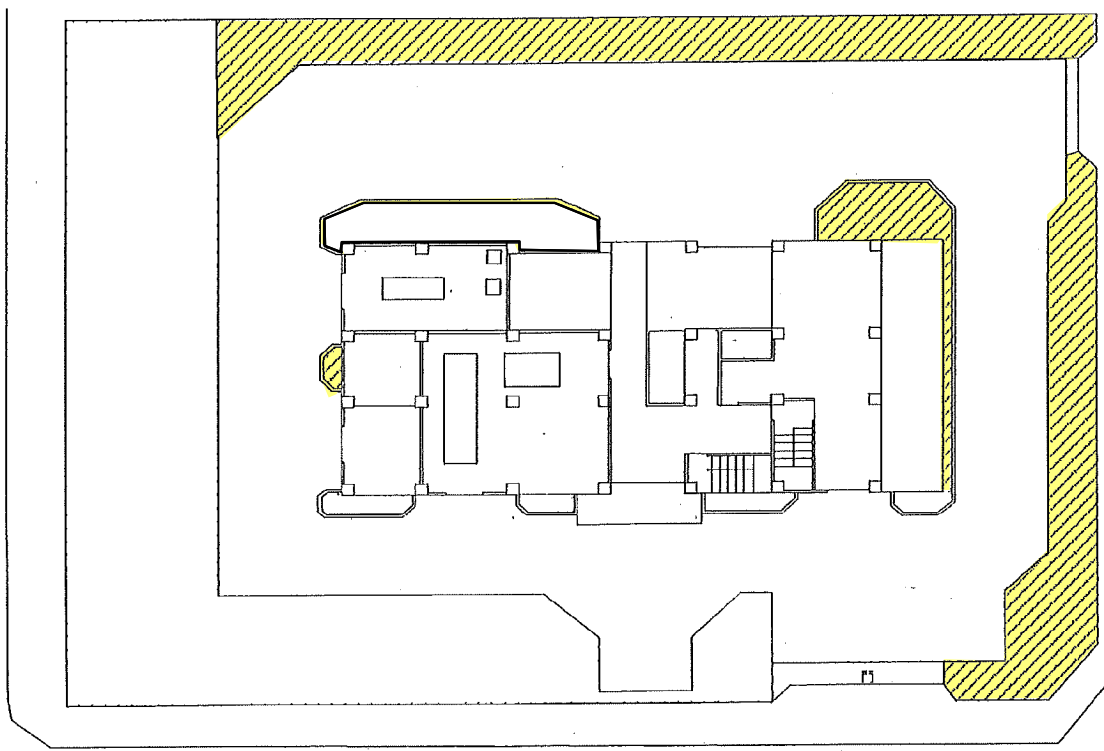
■ 剪定

■ 樹木剪定

ヤマモモ 5本 マテバシイ 1本 アカマツ 1本

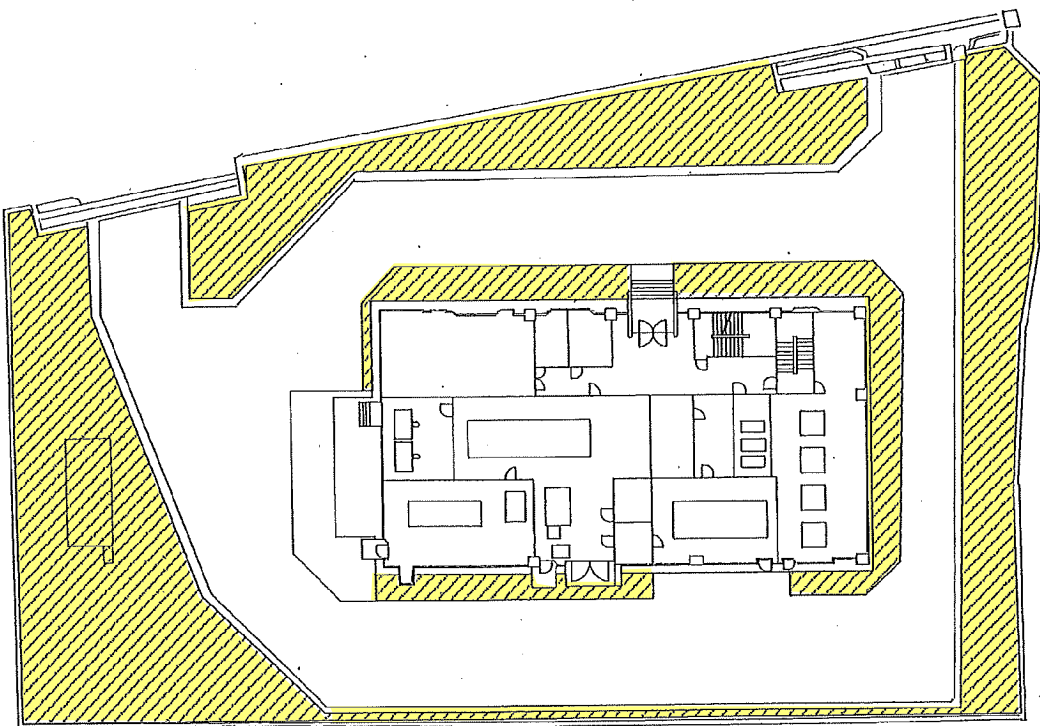


令和8年度  
図面名 鷺宮中継ポンプ場剪定箇所 図番 8



栗橋中継ポンプ場

斜線部は除草範囲を示す

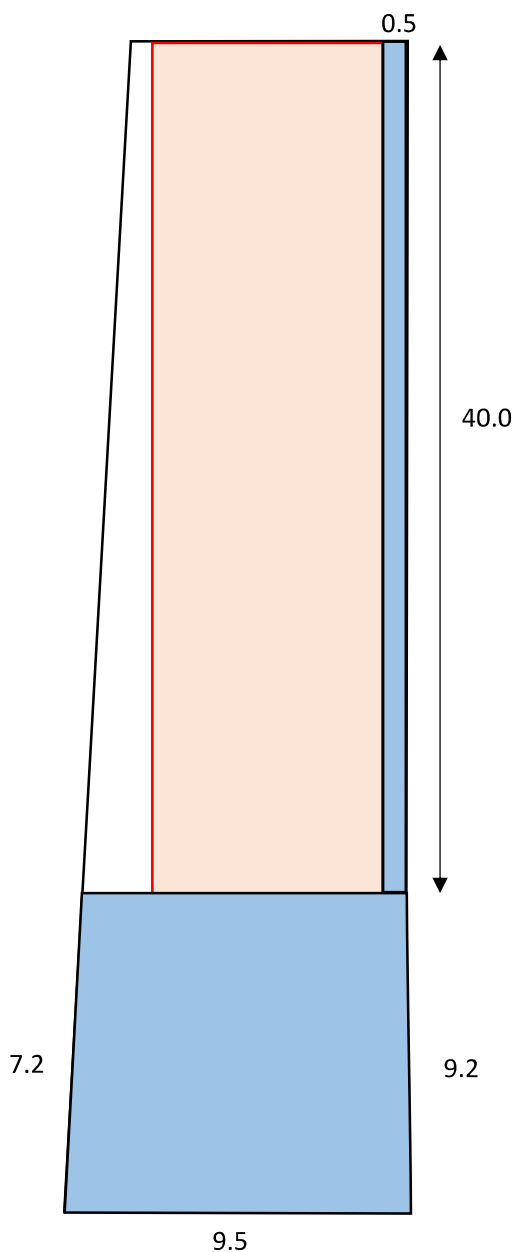


鷺宮中継ポンプ場

斜線部は除草範囲を示す

# 島川橋水管橋（借用地及び景観に伴う植栽範囲）

島川橋水管橋



除草面積（青枠）  
 $(7.2+9.2) \times 9.5 \div 2 = 77.9\text{m}^2$   
 $40.0 \times 0.5 = 20\text{m}^2$   
 $77.9 + 20 = 97.9\text{m}^2$   
年間除草面積  
 $97.9\text{m}^2 \times 2 \text{ (回/年)} = 195.8\text{m}^2$

令和8年度

図面名 島川橋水管橋 除草範囲図 図番 10